

林野火災警報・注意報

令和8年4月から
運用開始となります

発令期間は
12月から3月までの間

林野火災注意報



林野火災の予防上注意を要する気象
状況になった場合に発令

林野火災警報



林野火災の予防上危険な気象
状況になった場合に発令

林野火災注意報 発令要件

要件①

前3日間の合計降水量
が1mm以下、かつ前
30日間の合計降水量
が30mm以下

要件②

前3日間の合計降水
量が1mm以下、か
つ「乾燥注意報」が
発表されたとき

いずれかの要件に該当した場合に発令

林野火災警報 発令要件



林野火災注意報の要件に加え
「強風注意報」が発表されたとき

林野火災注意報発令中の制限

【火の使用の制限】については

「努力義務」です

たき火や火入れなどの火の使用は控えてください

行為の自粛

林野火災警報発令中の制限

【火の使用の制限】については

「義務」です

たき火や火入れなどの火の使用は**禁止**です

違反者は30万円以下の罰金または拘留

【火の使用の制限】（安房郡市火災予防条例第29条）

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火を消費しないこと
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
5. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
6. 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火の粉を始末すること。

制限される行為

出典：消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)



例) どんど焼き、炎を使った、土壌消毒や殺虫、花火や火遊び、たき火、キャンプファイヤー、落ち葉を燃やす、可燃物の近くでの喫煙、かまど(薪)等
(伝統行事や地域行事であっても、どんど焼き等の裸火で火の粉が飛散する行為は制限対象となります。)

規制対象外



例) バーベキュー台、七輪、ガス器具など(火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等に限る)
(それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象とはなりません。)

解除要件

林野火災警報・注意報ともに、管内観測地点において、発令要件を満たさなくなった場合、解除になります。

発令対象区域

「発令対象区域」を有する市町
館山市 鴨川市 南房総市 鋸南町

アナウンス



届出

火災と見間違えるような「煙」や「火」が出る行為を行う場合は、行為を行うまでに、あらかじめ管轄の消防署への届出が必要です。

各署所連絡先

たき火や火入れなどの行為は届出が必要です。届出は最寄りの消防署までお願いいたします。

お問合せ先

安房郡市消防本部予防課

0470 (22) 2234
(22) 2235

消防本部
ホームページ